

【常陸那珂港第2ストックヤードの受入土砂条件】

コーン指数	400kN/m ² 以上（第3種建設発生土以上）
特定有害物質	土壌汚染対策法に基づく環境基準 下表：土壌汚染対策法参照
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 下表：ダイオキシン類参照
環境試験の頻度	各工事かつ2,500m ² ごと
最大粒径	40mm以下のもの
受入れできない土砂	河川より発生する土砂

【土壌分析試験項目及び基準値】

○土壌汚染対策法

分析方法	分析項目	基準値 (mg/L)	分類
環告第18号 【溶出量試験】	1 クロロエチレン	0.002以下	第1種特定有害物質
	2 四塩化炭素	0.002以下	
	3 1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
	4 1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	
	5 1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
	6 1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	
	7 ジクロロメタン	0.02以下	
	8 テトラクロロエチレン	0.01以下	
	9 1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
	10 1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
	11 トリクロロエチレン	0.01以下	
	12 ベンゼン	0.01以下	
	13 カドミウム	0.003以下	
	14 六価クロム	0.05以下	
	15 全シアン	検出されないこと	
	16 総水銀	0.0005以下	
	17 アルキル水銀	検出されないこと	
	18 セレン	0.01以下	
	19 鉛	0.01以下	
	20 砒素	0.01以下	
	21 ふっ素	0.8以下	
	22 ほう素	1以下	
	23 シマジン	0.003以下	第3種特定有害物質
	24 チウラム	0.006以下	
	25 チオベンカルブ	0.02以下	
	26 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	27 有機りん	検出されないこと	

分析方法	分析項目	基準値(mg/kg)	
環告第19号 【含有量試験】	1 カドミウム	45以下	第2種特定有害物質
	2 六価クロム	250以下	
	3 シアン化合物	50以下	
	4 総水銀	15以下	
	5 セレン	150以下	
	6 鉛	150以下	
	7 砒素	150以下	
	8 ふっ素	4000以下	
	9 ほう素	4000以下	

○ダイオキシン類

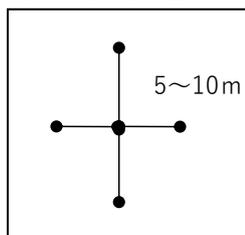
分析方法	分析項目	基準値
環告第68号 【含有量試験】	1 ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下

～代表試料のサンプリング方法～

試料のサンプリング方法については原則次の通りとするが、現場状況に応じ発注者と協議して決定する。

- a 地表面より、深さ方向へ5～50cmの位置より採取すること。
- b 等分した各区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートル以上10メートル未満までの4地点について採取する。

参考：採取位置



- c 上記bの方法により採取することが困難な場合には、工事箇所内の任意の5箇所より採取すること。
- d 採取する量は各箇所3～4kgを採取し、それぞれ採取した試料について等量を混合し代表試料（約20kg）とすること。
- e 採取した箇所については、工事平面図内にプロットし申請書に添付して提出すること。